



『人権擁護委員の日』記念 全国一斉特設人権相談所を開設します

問い合わせ
市民環境部市民課市民生活係
TEL027-382-1111(内線1208)

概要

人権擁護委員法が施行された日(昭和24年6月1日)を記念して「人権擁護委員の日」特設人権相談所を開設。

いじめや児童虐待、インターネットによる人権侵害、家庭内や近所のもめごとなど、人権問題や困りごとで悩んでいる方などが対象。

詳細

◎特設人権相談日程

【日時】 6月3日（月）

午後1時30分～4時

（受付は午後3時30分まで）

【場所】 本庁：第1・2相談室

支所：第9会議室

予約不要・相談は無料

